

半 期 報 告 書

(第11期中) 自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日

首都高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

(E04373)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【事業等のリスク】	6
5 【経営上の重要な契約等】	6
6 【研究開発活動】	6
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【中間連結財務諸表等】	14
2 【中間財務諸表等】	38
第6 【提出会社の参考情報】	49
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	50
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月18日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	首都高速道路株式会社
【英訳名】	Metropolitan Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅原 秀夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 門馬 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目4番1号
【電話番号】	03-3502-7311（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 門馬 直樹
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	139,844	148,268	139,782	316,216	553,310
経常利益 (百万円)	5,439	1,984	6,883	818	3,500
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	2,920	697	3,796	△480	1,806
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	2,916	907	3,929	△468	4,216
純資産額 (百万円)	45,162	39,386	46,624	39,005	42,694
総資産額 (百万円)	524,274	628,713	494,778	605,610	517,707
1株当たり純資産額 (円)	1,658.72	1,444.13	1,711.75	1,430.16	1,567.17
1株当たり中間(当期)純 利益金額又は1株当たり当 期純損失金額(△) (円)	108.16	25.82	140.60	△17.78	66.91
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.5	6.2	9.3	6.4	8.2
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△46,238	△51,759	△15,834	△95,903	109,309
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△2,443	△3,406	△1,975	△4,894	△5,803
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	28,621	41,425	△4,348	109,074	△99,259
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	35,556	50,154	45,983	63,894	68,142
従業員数 (人)	4,045	4,035	4,070	4,006	4,016
[外、平均臨時雇用人員]	[459]	[423]	[439]	[457]	[423]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第9期中、第10期中、第11期中及び第10期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[]内に各期間の平均人員を外数で記載しております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当中間連結会計期間より、「中間(当期)純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	138,607	146,789	138,242	313,345	550,268
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	5,019	1,630	6,532	△1,373	1,594
中間(当期)純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	2,920	734	3,839	△1,631	911
資本金 (百万円)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
発行済株式総数 (千株)	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000
純資産額 (百万円)	37,655	33,402	37,419	33,103	33,579
総資産額 (百万円)	509,411	611,705	477,402	592,956	504,012
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	7.4	5.5	7.8	5.6	6.7
従業員数 (人)	1,075	1,070	1,055	1,068	1,069

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び関係会社が営む事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	3,829
受託事業	[428]
駐車場事業	87
その他の事業	[11]
全社（共通）	154 [-]
計	4,070 [439]

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業、駐車場事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、それぞれ一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務・人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	1,055
---------	-------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に、緩やかな回復基調が続き、個人消費についても、持ち直しの兆しがみられ、底堅い動きとなりました。

こうした状況の下、高速道路事業において、お客様により安全・快適に首都高速道路をご利用いただくため、道路施設の損傷の早期発見のための点検の推進、発見した損傷の補修、自然災害への対応、走行環境の改善等に効率的に取り組んでまいりました。

当社の利用交通量は、普通車が前年同期比2.6%増、大型車は0.8%増となり、全体としては2.4%増の177.0百万台（96.7万台/日）となっております。

また、高速道路事業以外の事業として、5箇所の都市計画駐車場等の駐車場事業、首都高速道路上の20箇所のパークングエリアの運営及び管理等を展開してまいりました。

当中間連結会計期間の業績は、営業収益が前年同期比5.7%減の139,782百万円、営業利益が前年同期比260.1%増の6,812百万円、経常利益が前年同期比246.9%増の6,883百万円、法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益が前年同期比444.5%増の3,796百万円となりました。

なお、セグメントごとの業績の概要は下記のとおりであります。このセグメント別の売上高及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

① 高速道路事業

(営業収益)

当社グループは、首都高速道路のネットワーク整備の推進と営業路線の清掃・点検等の適正な管理を24時間365日体制で実施しており、営業路線延長は310.7kmとなっております。

料金所周辺での渋滞緩和やお客様のキャッシュレス化による利便性の向上等を図るため、従来からE T Cの普及に努めているところです。距離別料金移行後のE T Cの利用率は、現金利用のお客様のE T C利用への転換が進んだことにより平成27年9月平均が92.9%となり、前年同月比0.4%増となっております。

また、お客様サービスの一層の向上のため、ドライバー向けの情報に特化したカスタマーサイトの運用、グリーンポストやお客様満足度調査等を通じて得られたお客様の要望や意見を各種改善に反映し、サービス向上に努めてまいりました。

このような状況の中で、営業収益のうち、料金収入は、平成27年3月に全線開通した中央環状線のネットワーク整備効果等により、前年同期比1.4%増の127,962百万円となりました。

高速道路の新設については、横浜環状北線や横浜環状北西線等6路線18.9kmの整備を行ってまいりました。

また、高速道路の改築等については、中央環状線機能強化事業として板橋熊野町J C T間改良等の実施、舗装の打ち替え等営業中路線において必要となる構造物等の修繕を行ってまいりました。

営業収益のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への資産引渡しに伴う道路資産完成高は前年同期比57.0%減の4,069百万円となりました。

以上の結果、営業収益は前年同期比2.7%減の132,060百万円となりました。

(営業利益)

平成18年3月31日に当社が機構と締結し、平成26年11月17日付で一部変更しました「都道首都高速1号線等に関する協定」（以下「協定」といいます。）に基づく機構への賃借料の支払い等の減少により、営業費用は前年同期比6.4%減の125,696百万円となり、営業利益は前年同期比356.9%増の6,363百万円となりました。

② 駐車場事業

(営業収益)

都市計画駐車場及び高架下等駐車場において、お客様がご利用しやすい料金の設定による定期駐車や時間貸し駐車の実業を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比1.7%増の1,450百万円となりました。

(営業利益)

主に駐車場の管理費用等の減少により、営業費用は前年同期比1.6%減の1,072百万円となり、営業利益は前年同期比12.2%増の378百万円となりました。

③ 受託事業

(営業収益)

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比47.6%減の5,449百万円となりました。

(営業損失)

営業費用は前年同期比47.1%減の5,482百万円となり、営業損失は32百万円（前年同期は27百万円の営業利益）となりました。

④ その他の事業

(営業収益)

休憩所等事業として、首都高速道路上20箇所のパーキングエリアにおいて、お客様が気軽に立ち寄れる都市型パーキングエリアを目指し、より利用しやすい施設の運営を実施してまいりました。

また、高速2号目黒線高架下貸貸施設及びトランクルーム、高速埼玉大宮線与野JCT付近の利便増進施設、社宅跡地を利用した不動産賃貸施設「トリアス新百合ヶ丘」の運営及び管理並びに当社グループが長年培ってきた技術力を活かしたコンサルティング事業等を行ってまいりました。

営業収益は前年同期比4.9%増の1,047百万円となりました。

(営業利益)

営業費用は前年同期比9.1%増の943百万円となり、営業利益は前年同期比22.8%減の103百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」としております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前中間純利益6,271百万円に加え、非資金項目である減価償却費3,791百万円等の資金増加要因があったものの、仕掛道路資産の増加額25,451百万円等の資金減少要因があったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは、15,834百万円の資金支出（前年同期は51,759百万円の資金支出）となりました。

なお、上記仕掛道路資産の増加額は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主に、料金所施設、ETC設備等の設備投資により、投資活動によるキャッシュ・フローは1,975百万円の資金支出（前年同期は3,406百万円の資金支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

道路建設関係長期借入れによる収入33,080百万円があった一方、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項の規定に基づく債務引受けによる道路建設関係長期借入れ金の減少額6,900百万円及び道路建設関係社債の減少額30,000百万円等があり、財務活動によるキャッシュ・フローは、4,348百万円の資金支出（前年同期は41,425百万円の資金収入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、期首に比べ22,158百万円減少し、45,983百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

中期経営計画（中期経営計画 2015－2017 安全・安心・快適を追求し、いつも首都圏のひと・まち・くらしを支えます）に基づき、以下の事項に取り組んでまいります。また、平成28年4月以降の料金水準や車種区分を統一する「首都圏の新たな高速道路料金」への移行に向け、万全を期して取り組んでまいります。

〔高速道路事業〕

構造物の高齢化への対応として、きめ細かな点検により発見した損傷の適切かつ効率的な補修や予防的な対策の実施による構造物の耐久性向上を推進します。更に、長期にわたりネットワークとしての機能を維持するとともに、構造物の安全性を確保するため、特定更新等工事（橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）第20条の2で定めるものに係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。）を行います。

また、大地震発生時を想定した業務継続計画（BCP）の必要に応じた見直し等、防災対策を一層強化します。

首都高ネットワークの整備については、首都圏ネットワーク拡充の一翼を担う横浜環状北線、横浜環状北西線及び首都高速晴海線等の整備を進めます。

営業中路線においても、交通集中による局地的な交通渋滞を緩和するため、板橋熊野町JCT間改良等の車線拡幅を行う等渋滞対策を推進します。

走行快適性の向上対策として、舗装補修の確実な実施やノージョイント化の推進に加え、ITS（高度道路交通システム）の新たな展開に向けて取り組んでまいります。

また、サービスをより向上させるため、お客様の声に耳を傾け、当社グループの取組みに反映します。

〔高速道路事業以外の事業〕

首都高速道路を利用されるお客様や地域の皆様の豊かな生活を創造するため、休憩所事業における快適なPA空間の創造・演出、魅力的なサービス提供や駐車場事業におけるサービスの拡充を図ります。

また、当社グループがこれまでの50年で積み重ねた都市高速道路に関する総合技術力を広く社会に展開するため、高齢化が進行する日本全国の道路インフラに対し、コンサルティング事業やメンテナンス事業を拡大するとともに、アジア諸国等において、道路インフラに関する国際貢献及びコンサルティング事業の展開拡大や道路建設やメンテナンス、料金收受システム、ITSの整備等への参画を目指します。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、前事業年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1 民営化について（5）見直し」に記載のある民営化関係法の施行の状況について、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社（当社、東日本高速道路株、中日本高速道路株、西日本高速道路株、阪神高速道路株及び本州四国連絡高速道路株をいいます。）が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

5【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに決定又は締結した経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、主に高速道路事業に係る維持管理技術等に関する研究を行っております。具体的には、「安全、安心、快適な道路の実現」、「構造物の効率的な維持管理、耐久性向上、更新の実現」、「技術力を活かした事業領域の拡大」の3つのテーマを開発目標として研究しております。

当中間連結会計期間の当社グループにおける研究開発活動に係る費用の総額は、69百万円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動等による想定外の収入の減少や管理費の増大に備え、内部留保することとしております。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表ないし中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取り扱いは機構が行うこととなります。

また、首都高速道路公団（以下「首都公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した首都公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積もりを行う必要があります。

当該見積もりについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積もり特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積もりと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、前記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上については、工事完成基準によっております。

工事に係る受託業務収入の計上については、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間の営業収益は、合計で前年同期比5.7%減の139,782百万円となりました。

高速道路事業については、料金収入は、平成27年3月に全線開通した中央環状線のネットワーク整備効果等により、前年同期比1.4%増の127,962百万円となったものの、機構への資産引渡しに伴う道路資産完成高は、前年同期比57.0%減の4,069百万円となりました。その結果、前年同期比2.7%減の132,060百万円となりました。

駐車場事業については、前年同期比1.7%増の1,450百万円となりました。

受託事業については、前年同期比47.6%減の5,449百万円となりました。

その他の事業については、前年同期比4.9%増の1,047百万円となりました。

② 営業利益（営業損失）

当中間連結会計期間の営業費用は、合計で前年同期比9.2%減の132,970百万円となりました。

高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払い等の減少により、前年同期比6.4%減の125,696百万円となりました。

駐車場事業については、主に駐車場の管理費用等の減少により前年同期比1.6%減の1,072百万円、受託事業については、前年同期比47.1%減の5,482百万円、その他の事業については、前年同期比9.1%増の943百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は、合計で前年同期比260.1%増の6,812百万円となりました。その内訳は、高速道路事業が6,363百万円の営業利益、駐車場事業が378百万円の営業利益、受託事業が32百万円の営業損失、その他の事業が103百万円の営業利益となっております。

なお、セグメント別の営業収益、営業費用及び営業損益にはセグメント間取引を含んでおります。セグメント間取引の詳細については、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」を併せてご参照下さい。

③ 営業外損益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料34百万円等により前年同期比46.2%減の124百万円、営業外費用は、利息の支払い41百万円等により前年同期比61.5%減の53百万円となりました。

④ 経常利益

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比246.9%増の6,883百万円となりました。

⑤ 特別損益

当中間連結会計期間の特別損失は、火災による損失の計上により前年同期比341.2%増の612百万円となりました。

⑥ 親会社株主に帰属する中間純利益

法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比444.5%増の3,796百万円となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」としております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構及び金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が首都公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当中間連結会計期間において、都道首都高速1号線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額29,952百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い機構に道路資産の引渡しを行ったことから、当社は道路資産完成高4,069百万円を計上しており、その内訳は下表のとおりであります。なお、これに伴う仕掛道路資産当期減少額は4,069百万円であります。

路線・区間等		帰属時期 (注) 1	道路資産完成高 (百万円) (注) 2
都道首都高速1号線等	修繕	平成27年6月	4,069
		平成27年9月	
合計		—	4,069

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、主要な道路資産に重要な異動はありません。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産に係る重要な建設計画について、変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	108,000,000
計	108,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年12月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,000,000	27,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	27,000,000	27,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	—	27,000,000	—	13,500	—	13,500

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	13,499,997	49.99
東京都	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	7,215,618	26.72
神奈川県	横浜市中区日本大通1	2,236,443	8.28
埼玉県	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	1,593,702	5.90
横浜市	横浜市中区港町一丁目1番	1,203,121	4.45
川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	1,033,322	3.82
千葉県	千葉市中央区市場町1番1号	217,797	0.80
計	—	27,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,999,700	269,997	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	27,000,000	—	—
総株主の議決権	—	269,997	—

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,512	19,353
高速道路事業営業未収入金	58,983	23,647
未収入金	1,664	2,765
短期貸付金	49,999	—
有価証券	—	27,000
たな卸資産		
仕掛道路資産	301,562	327,446
貯蔵品	319	322
その他のたな卸資産	114	190
受託業務前払金	15,188	19,481
前払金	3,772	4,559
繰延税金資産	884	992
その他	884	5,878
貸倒引当金	△260	△280
流動資産合計	451,626	431,355
固定資産		
有形固定資産		
建物	14,978	15,091
減価償却累計額	△5,908	△6,203
建物（純額）	9,070	8,887
構築物	※4 28,274	※4 28,256
減価償却累計額	△9,080	△9,642
構築物（純額）	19,194	18,614
機械及び装置	48,551	48,750
減価償却累計額	△25,250	△27,341
機械及び装置（純額）	23,300	21,409
車両運搬具	4,160	4,361
減価償却累計額	△2,640	△2,896
車両運搬具（純額）	1,519	1,465
工具、器具及び備品	2,569	2,580
減価償却累計額	△1,542	△1,619
工具、器具及び備品（純額）	1,027	961
土地	7,646	7,646
リース資産	431	262
減価償却累計額	△257	△130
リース資産（純額）	173	132
建設仮勘定	635	804
有形固定資産合計	62,568	59,922
無形固定資産		
リース資産	6	97
その他	1,371	1,273
無形固定資産合計	1,377	1,371

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
投資その他の資産		
投資有価証券	110	191
敷金	1,128	1,144
繰延税金資産	498	411
その他	396	381
投資その他の資産合計	2,134	2,129
固定資産合計	66,080	63,422
資産合計	※1,※2 517,707	※1,※2 494,778
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	35,756	19,087
短期借入金	—	600
1年以内返済予定長期借入金	2,085	2,849
リース債務	78	75
未払金	20,420	7,845
未払法人税等	1,139	2,761
預り金	292	269
受託業務前受金	15,812	18,952
前受金	540	601
賞与引当金	1,370	1,662
回数券払戻引当金	26	19
災害損失引当金	—	554
その他	3,680	4,898
流動負債合計	81,202	60,176
固定負債		
道路建設関係社債	※1,※3 120,630	※1,※3 90,638
道路建設関係長期借入金	※3 227,496	※3 253,696
その他の長期借入金	7,333	5,500
リース債務	119	176
役員退職慰労引当金	144	126
退職給付に係る負債	37,873	37,482
その他	211	357
固定負債合計	393,809	387,977
負債合計	475,012	448,154
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金	13,500	13,500
利益剰余金	15,664	19,460
株主資本合計	42,664	46,460
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△350	△243
その他の包括利益累計額合計	△350	△243
非支配株主持分	381	406
純資産合計	42,694	46,624
負債・純資産合計	517,707	494,778

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業収益	148,268	139,782
営業費用		
道路資産賃借料	95,203	92,055
高速道路等事業管理費及び売上原価	47,263	36,946
販売費及び一般管理費	※1 3,909	※1 3,968
営業費用合計	146,376	132,970
営業利益	1,891	6,812
営業外収益		
受取利息	4	4
土地物件貸付料	34	34
保険返戻金	15	15
その他	178	70
営業外収益合計	232	124
営業外費用		
支払利息	48	41
投資有価証券評価損	67	—
回数券払戻引当金繰入額	20	—
その他	3	12
営業外費用合計	139	53
経常利益	1,984	6,883
特別損失		
火災による損失	※2 138	※2 612
特別損失合計	138	612
税金等調整前中間純利益	1,845	6,271
法人税、住民税及び事業税	968	2,471
法人税等調整額	176	△21
法人税等合計	1,145	2,449
中間純利益	700	3,821
非支配株主に帰属する中間純利益	2	25
親会社株主に帰属する中間純利益	697	3,796

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	700	3,821
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	207	107
その他の包括利益合計	207	107
中間包括利益	907	3,929
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	904	3,903
非支配株主に係る中間包括利益	2	25

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	13,500	13,500	14,385	41,385	△2,770	△2,770	391	39,005
会計方針の変更による累積的影響額			△527	△527				△527
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,500	13,500	13,857	40,857	△2,770	△2,770	391	38,478
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			697	697				697
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					207	207	2	210
当中間期変動額合計	－	－	697	697	207	207	2	907
当中間期末残高	13,500	13,500	14,554	41,554	△2,562	△2,562	394	39,386

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	13,500	13,500	15,664	42,664	△350	△350	381	42,694
会計方針の変更による累積的影響額			－	－				－
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,500	13,500	15,664	42,664	△350	△350	381	42,694
当中間期変動額								
親会社株主に帰属する中間純利益			3,796	3,796				3,796
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					107	107	25	133
当中間期変動額合計	－	－	3,796	3,796	107	107	25	3,929
当中間期末残高	13,500	13,500	19,460	46,460	△243	△243	406	46,624

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,845	6,271
減価償却費	3,813	3,791
賞与引当金の増減額 (△は減少)	232	291
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△5	20
回数券払戻引当金の増減額 (△は減少)	10	△7
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	—	554
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△21	△17
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	247	△284
受取利息	△4	△4
支払利息	48	41
固定資産除却損	187	86
投資有価証券評価損	67	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,414	34,106
未収消費税等の増減額 (△は増加)	2,887	△4,293
仕掛道路資産の増減額 (△は増加)	△30,701	※2 △25,451
貯蔵品の増減額 (△は増加)	117	△2
受託業務前払金の増減額 (△は増加)	2,001	△4,293
前払金の増減額 (△は増加)	△1,449	△787
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,795	△15,822
未払消費税等の増減額 (△は減少)	617	△12,620
受託業務前受金の増減額 (△は減少)	△1,914	3,140
前受金の増減額 (△は減少)	△64	61
その他	34	901
小計	△50,262	△14,320
利息の受取額	5	4
利息の支払額	△1,029	△418
法人税等の支払額	△472	△1,100
営業活動によるキャッシュ・フロー	△51,759	※2 △15,834
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,301	△1,749
有形固定資産の売却による収入	239	1
投資有価証券の取得による支出	—	△81
その他	△344	△146
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,406	△1,975
財務活動によるキャッシュ・フロー		
道路建設関係長期借入れによる収入	42,641	33,080
長期借入金の返済による支出	△1,068	△1,068
道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)	—	※2 △6,900
道路建設関係社債の増減額 (△は減少)	—	※2 △30,000
その他	△146	539
財務活動によるキャッシュ・フロー	41,425	△4,348
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△13,739	△22,158
現金及び現金同等物の期首残高	63,894	68,142
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 50,154	※1 45,983

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

首都高トールサービス西東京(株)
首都高トールサービス東東京(株)
首都高トールサービス神奈川(株)
首都高パトロール(株)
首都高カー・サポート(株)
首都高技術(株)
首都高メンテナンス西東京(株)
首都高メンテナンス東東京(株)
首都高メンテナンス神奈川(株)
首都高電気メンテナンス(株)
首都高E T Cメンテナンス(株)
首都高機械メンテナンス(株)
首都高速道路サービス(株)
首都高保険サポート(株)
首都高パートナーズ(株)

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

3. 連結子会社の間接決算日等に関する事項

連結子会社の間接決算日は、9月30日であり、中間連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

(a) 仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(b) 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～51年

構築物 2年～45年

機械及び装置 1年～17年

なお、当社が首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間負担額を計上しております。
- ③ 回数券払戻引当金
利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。
- ④ 災害損失引当金
高速7号小松川線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費等の支出に備えるため、当中間連結会計期間末における見込額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 道路資産完成高及び道路資産完成原価
工事完成基準を適用しております。
- ② 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用
当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。
- (6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資からなっております。
- (7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「保険戻戻金」は、当中間連結会計期間において営業外収益総額の100分の10を超えたため、独立掲記しております。

また、前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「還付加算金」及び「固定資産売却益」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において「営業外収益」の「還付加算金」に表示しておりました43百万円、「固定資産売却益」に表示しておりました64百万円及び「その他」に表示しておりました85百万円は、「保険戻戻金」15百万円及び「その他」178百万円として組み替えております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産売却益」に表示しておりました△64百万円は、「その他」として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	120,630百万円	90,638百万円

※2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	72,700百万円	一百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務222,600百万円(額面)(前連結会計年度212,600百万円)について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	385,878百万円	402,778百万円

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	162,522百万円	30,000百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	104,445	6,900

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係長期借入金	84,445百万円	一百万円

※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
工事負担金累計額	21百万円	21百万円

5 当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	9,400百万円	9,400百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	6,500	7,000
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	—	600
差引額	23,900	23,800

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の主なもの

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給料手当	1,210百万円	1,191百万円
賃借料	489	487
退職給付費用	561	446
業務委託費	374	438
賞与引当金繰入額 (表示方法の変更)	252	257

「業務委託費」は、当中間連結会計期間において、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、販売費及び一般管理費の主なものとして表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の販売費及び一般管理費の主なものの組替えを行っております。

※2 火災による損失

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
高速3号渋谷線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費	138百万円	—百万円
高速7号小松川線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費等	—	612

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	27,000	—	—	27,000
合計	27,000	—	—	27,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	50,524百万円	19,353百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金	△370	△370
有価証券勘定	—	27,000
現金及び現金同等物	50,154	45,983

※2 前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

財務活動によるキャッシュ・フローの「道路建設関係長期借入金の増減額 (△は減少)」△6,900百万円及び「道路建設関係社債の増減額 (△は減少)」△30,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受額を記載しております。また、これに伴い上記債務引受額と同額を営業活動によるキャッシュ・フローに記載しており、主な内訳として道路整備特別措置法第51条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した仕掛道路資産4,069百万円が「仕掛道路資産の増減額 (△は増加)」△25,451百万円に含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(a) 有形固定資産

主として、標識車、高所作業車（車両運搬具）及びつり銭払出機（工具、器具及び備品）であります。

(b) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	184,109	194,325
1年超	11,010,752	10,908,480
合計	11,194,862	11,102,806

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されることとなっております。

道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	41	34
1年超	32	21
合計	74	55

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額
対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。
- (2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額
対象となるリース契約のリース期間が満了したため、該当事項はありません。
- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払リース料	0	—
減価償却費相当額	0	—

- (4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２．参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,512	18,512	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金（*）	58,983 △260	58,722	—
(3) 短期貸付金	49,999	49,999	—
(4) 有価証券	—	—	—
資産計	127,234	127,234	—
(1) 高速道路事業営業未払金	35,756	35,756	—
(2) 道路建設関係社債	120,630	121,904	1,273
(3) 道路建設関係長期借入金	227,496	227,575	79
(4) その他の長期借入金	9,418	9,428	9
負債計	393,302	394,665	1,363

（*）高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,353	19,353	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金（*）	23,647 △280	23,367	—
(3) 短期貸付金	—	—	—
(4) 有価証券	27,000	27,000	—
資産計	69,720	69,720	—
(1) 高速道路事業営業未払金	19,087	19,087	—
(2) 道路建設関係社債	90,638	91,892	1,254
(3) 道路建設関係長期借入金	253,696	253,852	156
(4) その他の長期借入金	8,350	8,362	12
負債計	371,772	373,194	1,422

（*）高速道路事業営業未収入金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 高速道路事業営業未収入金

高速道路事業営業未収入金はすべて短期であり、回収可能見込額を反映して時価を算定しております。

(3) 短期貸付金

短期貸付金はすべて当社の現先取引によるものです。この取引による担保受入金融資産（債券）の期末時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

有価証券はすべて短期の譲渡性預金であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

高速道路事業営業未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(3) 道路建設関係長期借入金及び (4) その他の長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成27年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成27年9月30日）
非上場株式	110	191

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額110百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、連結決算日における連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他			
	① 譲渡性預金	27,000	27,000	—
	小計	27,000	27,000	—
	合計	27,000	27,000	—

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額191百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることが不可能であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、中間連結決算日における中間連結貸借対照表計上額と取得原価との差額について記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

投資有価証券について67百万円(その他有価証券で時価のない非上場株式)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、その他有価証券で時価のないものについては、出資先の財政状況等を勘案して実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

当中間連結会計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会又は経営会議において、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び連結子会社は、主に「高速道路事業」、「駐車場事業」及び「受託事業」を行っており、これら3事業を報告セグメントとしております。

高速道路事業においては、首都圏の1都3県（3政令指定都市を含む。）において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っております。

駐車場事業においては、都市計画駐車場事業及び高架下等駐車場事業を行っております。

受託事業においては、当社における高速道路事業と併せて施行することとされた他の道路の新設、改築、維持、修繕等を国、地方公共団体等の委託に基づき実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間から「企業結合に関する会計基準」等を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

この変更によるセグメント利益に対する影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道 路事業	駐車場 事業	受託事 業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	135,665	1,424	10,391	147,481	786	148,268	—	148,268
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	0	2	—	3	211	215	△215	—
計	135,665	1,427	10,391	147,484	998	148,483	△215	148,268
セグメント利益	1,392	336	27	1,757	134	1,891	—	1,891
セグメント資産	536,396	3,031	15,396	554,823	2,136	556,960	71,752	628,713
その他の項目								
減価償却費	3,283	138	—	3,422	58	3,480	332	3,813
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,358	52	—	1,411	26	1,437	177	1,615

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△215百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額71,752百万円は、全社資産であり、その主なものは現金及び預金50,524百万円及び各事業共用の固定資産12,475百万円であります。
- (3) 減価償却費の調整額332百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額177百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額
	高速道 路事業	駐車場 事業	受託事 業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	132,060	1,448	5,449	138,958	824	139,782	—	139,782
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	2	—	2	222	225	△225	—
計	132,060	1,450	5,449	138,961	1,047	140,008	△225	139,782
セグメント利益又 は損失（△）	6,363	378	△32	6,709	103	6,812	—	6,812
セグメント資産	399,764	2,991	19,481	422,237	2,318	424,555	70,223	494,778
その他の項目								
減価償却費	3,253	122	—	3,375	62	3,437	354	3,791
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	826	117	—	943	9	952	170	1,122

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、休憩所等事業及び高架下賃貸施設事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△225百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額70,223百万円は、全社資産であり、その主なものは余資運用資金（有価証券）27,000百万円及び現金及び預金19,353百万円であります。
- (3) 減価償却費の調整額354百万円は、各事業共用の固定資産に係る減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額170百万円は、各事業共用の固定資産への設備投資額であります。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦以外の外部顧客への売上高及び本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(開示対象特別目的会社関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	25.82円	140.60円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額 (百万円)	697	3,796
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間 純利益金額(百万円)	697	3,796
普通株式の期中平均株式数(千株)	27,000	27,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	1,567.17円	1,711.75円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	42,694	46,624
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	381	406
(うち非支配株主持分(百万円))	(381)	(406)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (百万円)	42,313	46,217
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の数(千株)	27,000	27,000

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年10月14日に以下の条件で社債を発行しております。

区分	首都高速道路株式会社第15回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）
発行総額	金400億円
利率	年0.210パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成27年10月14日
償還期日	平成32年9月18日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業の資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畳的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,175	10,867
高速道路事業営業未収入金	58,983	23,647
未収入金	1,295	2,642
短期貸付金	49,999	—
有価証券	—	27,000
たな卸資産		
仕掛道路資産	301,176	326,005
貯蔵品	87	71
受託業務前払金	15,199	19,465
前払金	1,552	2,003
前払費用	213	691
繰延税金資産	483	547
その他	422	※7 4,775
貸倒引当金	△260	△280
流動資産合計	441,329	417,436
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,327	1,317
減価償却累計額	△457	△479
建物(純額)	869	837
構築物	※4 26,661	※4 26,615
減価償却累計額	△8,015	△8,537
構築物(純額)	18,645	18,077
機械及び装置	48,752	48,924
減価償却累計額	△25,334	△27,424
機械及び装置(純額)	23,418	21,499
車両運搬具	1,496	1,496
減価償却累計額	△1,075	△1,140
車両運搬具(純額)	420	355
工具、器具及び備品	838	838
減価償却累計額	△428	△469
工具、器具及び備品(純額)	410	369
土地	268	268
建設仮勘定	489	662
有形固定資産合計	44,521	42,071
無形固定資産	278	227
高速道路事業固定資産合計	44,799	42,299
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	5,425	5,498
減価償却累計額	△2,725	△2,809
建物(純額)	2,700	2,689
構築物	53	56
減価償却累計額	△15	△17
構築物(純額)	38	38
機械及び装置	4	4
減価償却累計額	△2	△2
機械及び装置(純額)	2	1

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
工具、器具及び備品	303	303
減価償却累計額	△292	△294
工具、器具及び備品（純額）	11	9
土地	670	670
建設仮勘定	1	2
有形固定資産合計	3,424	3,411
無形固定資産	1	1
関連事業固定資産合計	※6 3,426	※6 3,413
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	6,457	6,494
減価償却累計額	△2,145	△2,291
建物（純額）	4,312	4,203
構築物	36	36
減価償却累計額	△23	△24
構築物（純額）	13	12
機械及び装置	16	16
減価償却累計額	△10	△11
機械及び装置（純額）	6	5
車両運搬具	149	148
減価償却累計額	△116	△125
車両運搬具（純額）	33	23
工具、器具及び備品	506	534
減価償却累計額	△261	△286
工具、器具及び備品（純額）	245	248
土地	6,695	6,695
リース資産	194	25
減価償却累計額	△166	△14
リース資産（純額）	27	11
建設仮勘定	11	47
有形固定資産合計	11,344	11,246
無形固定資産		
ソフトウェア	798	718
その他	12	11
無形固定資産合計	811	729
各事業共用固定資産合計	12,155	11,976
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	0	0
有形固定資産合計	0	0
その他の固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
関係会社株式	1,114	1,114
投資有価証券	80	161
敷金	792	800
繰延税金資産	163	62
その他の投資等	151	138
投資その他の資産合計	2,301	2,276
固定資産合計	62,683	59,965
資産合計	※1, ※2 504,012	※1, ※2 477,402

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	42,816	20,478
1年以内返済予定長期借入金	2,033	2,849
リース債務	26	6
未払金	14,757	5,002
未払費用	73	75
未払法人税等	770	2,354
預り金	192	171
受託業務前受金	15,812	18,952
前受金	540	601
前受収益	5	261
賞与引当金	809	916
回数券払戻引当金	26	19
災害損失引当金	—	554
その他	1,466	2,643
流動負債合計	79,330	54,886
固定負債		
道路建設関係社債	※1,※3 120,630	※1,※3 90,638
道路建設関係長期借入金	※3 227,496	※3 253,696
その他の長期借入金	7,333	5,500
リース債務	12	9
退職給付引当金	35,608	35,229
役員退職慰労引当金	21	21
固定負債合計	391,102	385,095
負債合計	470,432	439,982
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,500	13,500
資本剰余金		
資本準備金	13,500	13,500
資本剰余金合計	13,500	13,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	4,074	4,368
繰越利益剰余金	2,505	6,050
利益剰余金合計	6,579	10,419
株主資本合計	33,579	37,419
純資産合計	33,579	37,419
負債・純資産合計	504,012	477,402

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	126,156	127,962
道路資産完成高	9,464	4,069
その他の売上高	6	28
営業収益合計	135,628	132,060
営業費用		
道路資産賃借料	95,203	92,055
道路資産完成原価	9,464	4,069
管理費用	29,993	29,838
営業費用合計	134,661	125,963
高速道路事業営業利益	966	6,096
関連事業営業損益		
営業収益		
駐車場事業収入	548	553
休憩所等事業収入	179	133
高架下事業収入	45	45
受託業務収入	10,388	5,449
営業収益合計	11,161	6,182
営業費用		
駐車場事業費	485	472
休憩所等事業費	121	84
高架下事業費	37	44
受託業務費用	10,374	5,491
営業費用合計	11,019	6,093
関連事業営業利益	※1 141	※1 88
全事業営業利益	1,108	6,185
営業外収益		
受取利息	3	0
有価証券利息	0	4
受取配当金	483	327
雑収入	170	60
営業外収益合計	656	392
営業外費用		
支払利息	44	35
投資有価証券評価損	67	—
雑損失	23	10
営業外費用合計	135	45
経常利益	1,630	6,532
特別損失		
火災による損失	※2 138	※2 591
特別損失合計	138	591
税引前中間純利益	1,491	5,940
法人税、住民税及び事業税	523	2,062
法人税等調整額	232	37
法人税等合計	756	2,100
中間純利益	734	3,839

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	13,500	13,500	13,500	6,595	△492	6,103	33,103	33,103	
会計方針の変更による累積的影響額					△435	△435	△435	△435	
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,500	13,500	13,500	6,595	△927	5,668	32,668	32,668	
当中間期変動額									
別途積立金の取崩				△2,521	2,521	—	—	—	
中間純利益					734	734	734	734	
当中間期変動額合計	—	—	—	△2,521	3,256	734	734	734	
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500	4,074	2,328	6,402	33,402	33,402	

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,074	2,505	6,579	33,579	33,579	
会計方針の変更による累積的影響額					—	—	—	—	
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,500	13,500	13,500	4,074	2,505	6,579	33,579	33,579	
当中間期変動額									
別途積立金の積立				294	△294	—	—	—	
中間純利益					3,839	3,839	3,839	3,839	
当中間期変動額合計	—	—	—	294	3,545	3,839	3,839	3,839	
当中間期末残高	13,500	13,500	13,500	4,368	6,050	10,419	37,419	37,419	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に、高速道路事業において発生した労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用その他道路資産の取得に伴い発生した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 貯蔵品

主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～45年
機械及び装置	1～17年

なお、首都高速道路公団から承継した資産については、経過年数を考慮した耐用年数を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員へ支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績に基づき算出した将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 災害損失引当金

高速7号小松川線高架下火災により損傷した道路施設の復旧工事費等の支出に備えるため、当中間会計期間末における見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 道路資産完成高及び道路資産完成原価

工事完成基準を適用しております。

(2) 工事に係る受託業務収入及び受託業務費用

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、平成21年3月31日以前に着手した工事は工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税及び地方消費税については、仕掛道路資産に係るものは仕掛道路資産の取得原価に算入し、それ以外は費用処理しております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

「道路法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年1月23日 国土交通省令第4号)により、高速道路事業等会計規則が改正されたため、「受託業務事業費」を「受託業務費用」に表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

前中間会計期間において、「営業外収益」の「雑収入」に含めておりました「有価証券利息」は、重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において「営業外収益」の「雑収入」に表示していた170百万円は、「有価証券利息」0百万円及び「雑収入」170百万円として組み替えております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

財務諸表等規則第107条を準用する中間財務諸表等規則第66条に定める自己株式に関する注記については、財務諸表等規則第107条第2項の規定に基づき、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債の一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	120,630百万円	90,638百万円

※2 保証債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が首都高速道路公団から承継した道路債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	72,700百万円	一百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、当社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担し、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構により引き受けられた債務について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

なお、当該債務のうち、社債に係る債務222,600百万円（額面）（前事業年度212,600百万円）について、当社の総財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路 保有・債務返済機構	385,878百万円	402,778百万円

※3 重畳的債務引受け

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による債務引受けにより、減少した債務は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債の減少額	162,522百万円	30,000百万円
道路建設関係長期借入金の 減少額	104,445	6,900

なお、道路建設関係長期借入金の減少額のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの借入金を返済することにより引受けがなされた額は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係長期借入金	84,445百万円	－百万円

※4 有形固定資産の取得原価から控除された工事負担金累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
工事負担金累計額	21百万円	21百万円

5 当座貸越契約

当社においては運転資金の効率的な調達を行うため下記の銀行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額		
(株)みずほ銀行	8,000百万円	8,000百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	4,000	4,000
(株)三井住友銀行	4,000	4,000
(株)横浜銀行	4,000	4,000
借入実行残高	－	－
差引額	20,000	20,000

※6 関連事業固定資産内訳

(1) 有形固定資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
駐車場事業	2,603百万円	2,592百万円
休憩所等事業	807	802
高架下事業	12	16
有形固定資産	3,424	3,411

(2) 無形固定資産

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
休憩所等事業	1百万円	1百万円

※7 消費税等の取扱い

当中間会計期間において、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 関連事業営業利益又は営業損失の内訳

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
駐車場事業営業利益	62百万円	81百万円
休憩所等事業営業利益	57	48
高架下事業営業利益	7	0
受託業務事業営業利益又は営業 損失(△)	14	△41
関連事業営業利益	141	88

※2 火災による損失

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
高速3号渋谷線高架下火災により 損傷した道路施設の復旧工事 費	138百万円	－百万円
高速7号小松川線高架下火災に より損傷した道路施設の復旧工 事費等	－	591

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	3,298百万円	3,195百万円
無形固定資産	136	168

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は1,114百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は1,114百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

「1 中間連結財務諸表等(1) 中間連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から本半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--------------------------|
| (1) 発行登録書及びその添付書類 | 平成27年6月1日
関東財務局長に提出 |
| (2) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第10期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） | 平成27年6月26日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書 | 平成27年8月10日
関東財務局長に提出 |
| (4) 発行登録追補書類及びその添付書類 | 平成27年10月7日
関東財務局長に提出 |
| (5) 訂正発行登録書 | 平成27年12月18日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第8回ないし第15回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下、「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされており、当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの）とします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社が行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(平成27年12月18日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第8回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 1	平成23年10月13日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第9回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 1	平成24年2月23日	20,000	非上場
首都高速道路株式会社 第10回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 1	平成24年10月12日	30,000	非上場

銘柄	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
首都高速道路株式会社 第11回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 1	平成25年 2 月 27 日	35,000	非上場
首都高速道路株式会社 第12回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付) (注) 2	平成26年 3 月 7 日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第13回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年10月16日	30,000	非上場
首都高速道路株式会社 第14回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年 2 月 24 日	40,000	非上場
首都高速道路株式会社 第15回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年10月14日	40,000	非上場

(注) 1. 平成27年 3 月 31 日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2. 平成27年 6 月 30 日付で、機構により重畳的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成27年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成27年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事及び現任の監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成27年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,534,088百万円
政府出資金	4,049,092百万円
地方公共団体出資金	1,484,996百万円
II 資本剰余金	843,252百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△40百万円
損益外減価償却累計額	△5,668百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	3,922,602百万円
純資産合計	10,299,943百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) (xi) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月14日に社債を発行している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月17日

首都高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 児玉 卓也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている首都高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、首都高速道路株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年10月14日に社債を発行している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

